

山耕地番解消作業について (山口地方法務局からのお知らせ)

山口県では、明治期に宅地農耕地等に1番から順に地番（耕地番）が付されるとともに、山林原野等にも同様に1番から順に地番（山地番）が付されたことにより、重複地番が多数存在しています。

山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複地番の解消を図っています。

下関市においては、平成29年度から3か年計画により、市全域の山地番の地番変更を実施します。

地区ごとの実施時期等については、山口地方法務局ホームページや下関市の広報誌により随時お知らせします。

【実施地区】

下関市住居表示地区の一部、大字地区の一部（別紙のとおり）です。

【実施方法】

実施地区については、地番の変更はありません。

ただし、インターネットを御利用の場合には、不動産を特定するための物件キーが以下のように変更されますので、留意してください。

変更前 下関市〇〇町／山 100番

変更後 下関市〇〇町 100番

※ 建物については変更ありません。

【実施時期】

平成30年1月29日（月）

御不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

山口地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 083-922-2295（平日8:30~17:15）

（自動音声案内です。電話機の[3]ボタンを押し、次に[5]ボタンを押すと担当係へつながります。）

住居表示地区（138地区）

赤池町	形山町	長府外浦町
垢田町四丁目	形山みどり町	長府高場町
秋根上町一丁目	上新地町一丁目	長府珠の浦町
秋根上町二丁目	上新地町四丁目	長府中尾町
秋根上町三丁目	上新地町五丁目	長府中土居北町
秋根北町	上田中町一丁目	長府中六波町
秋根南町二丁目	上田中町三丁目	長府野久留米町
綾羅木新町一丁目	上田中町四丁目	長府羽衣南町
綾羅木新町二丁目	上田中町五丁目	長府豊城町
綾羅木新町三丁目	上田中町六丁目	長府松小田西町
綾羅木新町四丁目	上田中町七丁目	長府松小田東町
綾羅木本町一丁目	川中本町二丁目	長府松原町
綾羅木本町二丁目	関西本町	長府満珠町
綾羅木本町三丁目	神田町一丁目	長府三島町
綾羅木本町六丁目	神田町二丁目	長府宮崎町
綾羅木本町七丁目	貴船町三丁目	長府向田町
綾羅木本町八丁目	貴船町四丁目	長崎新町
綾羅木本町九丁目	清末大門	長崎中央町
綾羅木南町一丁目	楠乃一丁目	長崎町一丁目
綾羅木南町二丁目	楠乃二丁目	長崎本町
生野町一丁目	楠乃三丁目	南部町
伊倉町一丁目	楠乃四丁目	西大坪町
伊倉町二丁目	楠乃五丁目	西神田町
伊崎町一丁目	向洋町一丁目	乃木浜一丁目
伊崎町二丁目	向洋町二丁目	幡生町一丁目
一の宮学園町	桜山町	幡生町二丁目
一の宮住吉二丁目	笹山町	東神田町
一の宮住吉三丁目	汐入町	東観音町
一の宮町五丁目	新地町	豊前田町一丁目
一の宮東町三丁目	筋ヶ浜町	古屋町二丁目
一の宮本町二丁目	筋川町	細江町一丁目
上条町	大学町二丁目	本町二丁目
後田町二丁目	大学町五丁目	本町三丁目
後田町四丁目	武久町二丁目	本町四丁目
後田町五丁目	武久西原台	前田一丁目
王司上町四丁目	壇之浦町	丸山町一丁目
王司川端一丁目	長府安養寺二丁目	丸山町二丁目
王司川端二丁目	長府安養寺三丁目	丸山町四丁目
王司川端三丁目	長府逢坂町	丸山町五丁目
王司神田五丁目	長府川端一丁目	南大坪町
王司神田六丁目	長府川端二丁目	椋野町三丁目
王司本町一丁目	長府黒門東町	名池町
王司本町四丁目	長府黒門南町	山手町
王司本町五丁目	長府侍町一丁目	山の口町
員光町三丁目	長府四王司町	山の田東町
員光町四丁目	長府新四王司町	山の田南町

大字地区（2地区）

大字前田
大字横野